

解体工事業者登録更新申請書類の郵送による事前審査について

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組として、令和 3 年 2 月 1 日より解体工事業者登録更新申請書類について、窓口での対面審査に加え、郵送による事前審査を開始しますのでお知らせします。

記

1 郵送による事前審査対象

解体工事業者登録の更新申請

2 郵送可能な期間

有効期間満了の 2 か月前から 30 日前までの場合に限りです。有効期間満了まで 30 日を確保できないものについては、窓口での申請となります。

3 郵送書類

解体工事業者登録更新申請書類一式（正本・副本）、解体登録更新送付票

4 書類の補正について

申請書類の不足や、補正が必要になった場合は、電話で補正のご案内をいたしますので、補正書類の作成等をお願いします。

5 事前審査後の手続きについて

事前審査完了後、送付票記載の電話番号に、窓口入金手続きに関するご連絡をいたします。連絡がありましたら、ご来庁のうえ、申請手数料（26,000 円）を納入してください。補正書類や不足書類がある場合は、この時にご持参いただくようお願いいたします。

なお、居住地が遠方である等の理由により来庁が難しい場合については、下記の問い合わせ先まで事前にご連絡するようお願いいたします。

6 郵送先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都 都市整備局 市街地建築部 建設業課 解体登録担当 宛

(問い合わせ先) 建設業課 審査担当 (代表) 03-5321-1111 (内線) 30-666
--

解体工事業者登録更新申請送付票

所 属 : _____

担当者名 : _____

連 絡 先 : _____

※必ず、日中連絡がつく電話番号を記入してください。

※現金は、絶対に同封しないようにお願いいたします。

送付内容チェック表 送付前にチェック欄に✓し、ご確認ください。

必要書類	正本 (チェック欄)	副本 (チェック欄)
本紙（解体工事業者登録更新申請送付票）	枚	
解体工事業者登録申請書（別記様式第1号）	枚	枚
誓約書（別記様式第2号）	枚	枚
登録申請者の調書（別記様式第4号） ※法人の場合、役員全員とは別に会社本人分も必要です	枚	枚
技術管理者の資格を証明する書類（実務経験証明書等）	枚	枚
技術管理者の住民票	枚	枚
(法人の場合) 履歴事項全部証明書、 役員全員の住民票	枚	枚
	枚	枚
(個人の場合) 事業主の住民票	枚	枚
役員等氏名一覧表	枚	枚
その他状況に応じて必要な書類（営業所の確認資料等）	枚	枚

※必要書類については『解体工事業者登録申請等の手引』P.7を参照ください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

解体登録担当 【解体登録更新申請在中】

(送付先) 上記を切り取って封筒へ貼って送付してください。